設計変更ガイドライン

令和元年5月

延岡市

目 次

Ι.	策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1. 策定の背景
	2. 策定の目的
	3. 改正品確法の施行
	4. 本ガイドラインの位置づけと効果
	5. 設計変更に関する留意事項
Ι.	設計変更手続きフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1. 発注者の責務
	2. 受注者の責務
	3. 照査ガイドライン
҆.	設計図書の照査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
π,	設計変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
14.	1. 照査内容の確認
	2. 設計変更に必要な資料作成
	3. 設計変更が可能なケース
	4. 設計変更が不可能なケース
	5. 設計図書の訂正・変更
	6. 設計変更の責任者
V	工期、請負代金額の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
٧.	1. 工期の変更について
	2. 請負代金額の変更について
VI	条件明示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

WI.	指定・任意の使い分け・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
	1. 基本事項
	2. 留意事項
	参考資料【施工条件明示における明示項目・明示事項】
VIII	設計変更理由記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
٧Щ.	

Ⅰ. 策定の背景と目的

1. 策定の背景

本市では、発注工事の設計変更及び契約変更を行う場合、「延岡市公共工事請負契約 約款(以下「契約約款」という。)」に基づき、変更手続きを行っていますが、これま でこれらの規定を補完するものとして、宮崎県が策定した「設計変更ガイドライン」 を準用し、設計変更及び変更契約における手続きを行い、適正な契約の執行を図って きました。

そのような中、平成27年8月に国土交通省が改定した「設計変更ガイドライン」において、

建設工事は、

- ■多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から、設計図書に示された 施工条件が実際とは一致しない場合がある。
- ■設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- ■設計図書に誤謬、脱漏、不明確な表示の場合がある。
- ■改正品確法の基本理念に請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて「公正な契約を適正な額の請負契約で締結」することや、「適切な設計変更」が発注者の責務と示されている。

以上のような背景があるため、設計変更の手続きを明確にし、円滑な請負契約を執行する必要がある。

と示されました。

本来、「設計変更ガイドライン」は発注機関ごとに作成すべきであるため、今回本市においても「設計変更ガイドライン」を策定することとしたものです。

2. 策定の目的

当ガイドラインを策定することの目的は下記のとおりです。

- ① 契約関係の適正化、責任の所在の明確化
- ② 設計図書の変更手続きの円滑化
- ③ 契約関係の適正化による工事目的物の品質確保
- ④ 公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保

この「延岡市設計変更ガイドライン」策定により、契約約款を踏まえた上で、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約変更における責任の明確化及び契約内容の透明化の向上を図り、また、受発注者間で共有することで、設計変更を行わなければならない場合における手続きの適正かつ円滑な実施を図ることを目的としています。

さらに、これら契約関係の適正化により、必要とする工事目的物の品質の確保が図られることを期待するものです。

3. 改正品確法の施行

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月4日に公布、同日施行されました。この法律では、発注者の責務として次の事項を新たに規定しています。

【改正品確法】

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

(一号~四号省略)

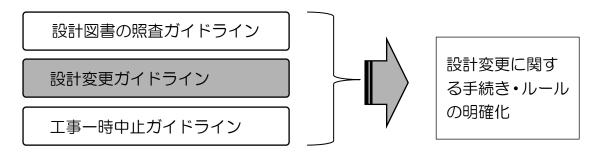
五 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に 適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工 事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について 予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要が あると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請 負代金の額又は工期の変更を行うこと。

(六号省略)

改正品確法では、建設業界の疲弊を招く原因にも切込み、現在だけではなく、将来 にわたって公共工事の品質が確保されるよう、「担い手の育成と確保」を新たな目的 として加えており、第7条第1項第5号において、発注者の責務として、「適切な施 工条件の明示」、「適切な設計図書の変更及び請負代金額の変更又は工期の変更」を明 記しています。

4. 本ガイドラインの位置づけと効果

本ガイドラインは、「設計図書の照査ガイドライン」、「工事一時中止ガイドライン」 とともに、設計変更に関する手続きやルールを明確にするものです。



また、本ガイドラインは、契約の一事項として取扱うこととし、特記仕様書へその 旨記載します。

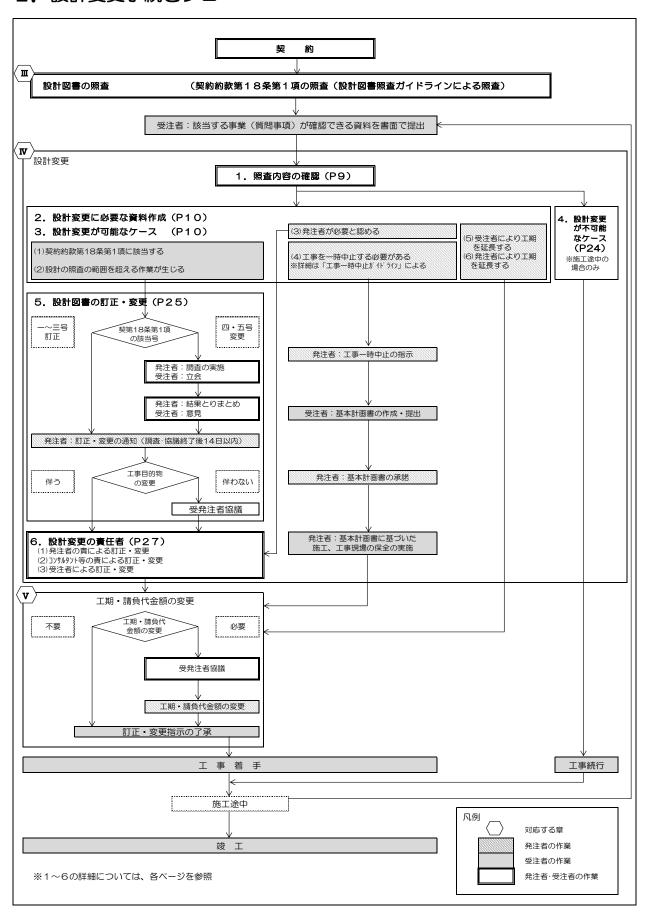
5. 設計変更に関する留意事項

発注者は下記事項を留意したうえで、当ガイドラインを用いて設計変更を行うこと とします。

【発注者の留意事項】

- ① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
- ② 当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする。 (規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)
- ③ 設計図書の変更に伴う契約変更の手続きは、原則として、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- ④ 必要な指示・協議は書面で行う。
- ⑤ 変更見込金額の累計が当初請負代金額の30%を超える工事は、現に施行中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

Ⅱ. 設計変更手続きフロー



Ⅲ、設計図書の照査

1. 発注者の責務

発注者は、「契約約款第19条、第20条に基づき、施工前及び施工途中に、

「工事を一時中止する必要がある」 Ⅳ-3-(4)

のときは、「照査内容の確認」(N-1)を行い、必要に応じて設計変更を行います。

【契約約款】

(設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めらるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、 地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象 (以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰することができない ものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動した ため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の 中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止 させなければならない。
 - 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、 必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注 者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等 を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必 要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなけれ ばならない。

2. 受注者の責務

設計図書の照査について、「契約約款」及び「共通仕様書」により、受注者に義務付けています。

【契約約款】 「第18条第1項第一号~第五号」

【共通仕様書】 「1-1-3 設計図書の照査等」

【契約約款】

(条件変更等)

- 第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を 発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければ ならない。
 - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - 二 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された 自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2~5 [略]

【共通仕様書】

(1-1-3 設計図書の照査等)

2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第 18 条 第1 項第一号から第五号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合 は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなけれ ばならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工 図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面 の追加の要求があった場合は従わなければならない。



これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象としません。

3. 照査ガイドライン

設計図書の照査は、別に制定している「設計図書の照査ガイドライン」に基づいて実施します。

なお、橋梁上下部工などの個別工種で、別途必要な照査項目が想定される場合は、 特記仕様書において明示します。

IV. 設計変更

1. 照査内容の確認

契約約款第18条第1項に基づいて受注者が実施した設計図書の照査結果を、発注者と受注者において次の方法により確認します。

(1) 三者検討会対象工事の場合

工事着手前、施工途中に開催する三者検討会を活用して照査結果を確認します。 構成員は、発注者、受注者及びコンサルタントです。必要に応じて測量、地質 調査業者も構成員とします。

(2) 三者検討会の対象工事でない場合

発注者と受注者間で協議を実施し、適切に照査結果を確認します。

三者検討会等では

- ·設計図書の確認
- ・設計図と現場の整合性の確認
- ・照査による質問及び質問への回答

を行います。

(3) 責任者

三者検討会や受発注者間の協議によって、設計図書の訂正、変更が生じるようであれば、その内容を確定し、その訂正や変更を行う責任者を明確にしておきます。

2. 設計変更に必要な資料作成

(1) 設計図書の照査に必要な資料の作成

受注者は、当初設計等に対して契約約款第18条第1項に該当する事実が発見された場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。なお、これらの資料作成に要する費用については、受注者の負担であり、変更の対象とはしません。

(2) 設計変更に必要な資料の作成

契約約款第18条第1項に基づき、設計変更するために必要な資料の作成については、契約約款第18条第4項に基づき発注者が行うことになりますが、受注者に行わせる場合は、次の手続きによるものとします。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で 確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成については、書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更にかかわり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

3. 設計変更が可能なケース

次のような場合は、所定の手続きを踏むことにより設計変更が可能です。 (次ページ以降に具体的な事例及び設計変更フロー図を示します。)

(1)契約約款第18条第1項に該当する場合	□ P11~13
(2)設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合(18条)	□ P14 • 15
(3)発注者が変更を必要と認める場合(19条)	□ P16 • 17
(4) 工事を一時中止する必要がある場合(20条)	□ P18 • 19
(5)受注者からの請求により工期を延長する場合(21条)	□ P20 • 21
(6)発注者の請求により工期を短縮する場合(22条)	₽ P 22 • 23

(1)延岡市工事請負契約約款第18条第1項に該当する場合 「契約約款第18条第1項第一号~第五号」に該当する具体的な事例を以下に示 します。

○契約約款第18条第1項第一号(図面、仕様書等の不一致)関係

- 設計書と図面で材料の規格が一致しない場合。
- 設計書と図面で数量が一致しない場合。
- 平面図と横断図の数値が一致しない場合。

○契約約款第18条第1項第二号(設計図書の誤謬又は脱漏)関係 設計図書に誤謬(誤り)がある場合

- 設計図書に明示されている矢板の打設工法では、条件明示されている土質で施工できない場合。
- ・設計図書における記載が間違っている場合。

設計図書に脱漏(記載漏れ)がある場合

- 使用する部材の品質が明示されていない場合。
- 条件明示する必要があるにもかかわらず、土質や地下水位に関する一切の条件 明示がない場合。
- 条件明示する必要があるにもかかわらず、交通整理員についての条件明示がない場合。
- 図面に示されている材料が設計図書に計上されていない場合。

○契約約款第18条第1項第三号(設計図書の表示内容が不明確)関係

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合。
- 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件の明示がない場合。
- 使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない場合。

○契約約款第18条第1項第四号(設計図書と現場の施工条件の不一致)関係

- 設計図書に明示された土質や地下水位が現地条件と一致しない場合。
- 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない場合。
- 設計図書に明示された舗装構成と工事現場の舗装構成が一致しない場合。
- ・設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と、実際の劣化の範囲、劣化の程度が一致しない場合。
- 設計図書に明示された地下埋設物の位置、大きさ、数量等が工事現場の状況と 一致しない場合。
- ・設計図書に明示された機械設備の寸法と設置個所の寸法が一致しない場合。

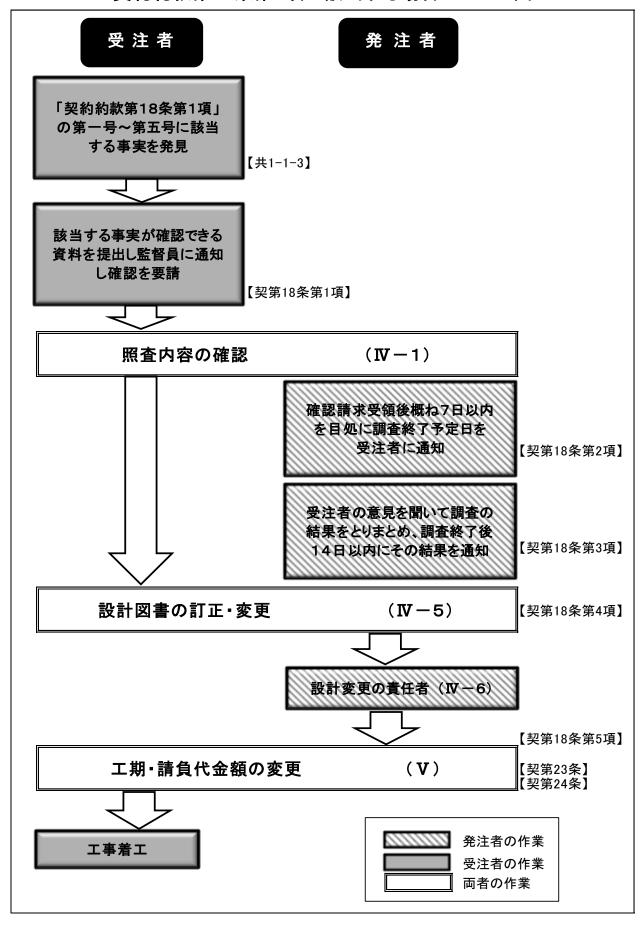
- 設計図書に明示された補修箇所の形状と補修部品の形状が一致しない場合。
- 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が交通管理者との協議により示された人数と一致しない場合。

○契約約款第18条第1項第五号(予期できない特別な状態が生じた)関係

- ・当初設計では想定し得なかった軟弱地盤や転石等が確認された場合。
- 当初設計では想定しえなかった埋蔵文化財が確認され、調査が必要となった場合。
- 当初設計では想定し得なかった騒音規制や交通規制が必要となった場合。
- 鳥インフルエンザ等の伝染病が発生し、現場で何らかの措置が必要となった場合。

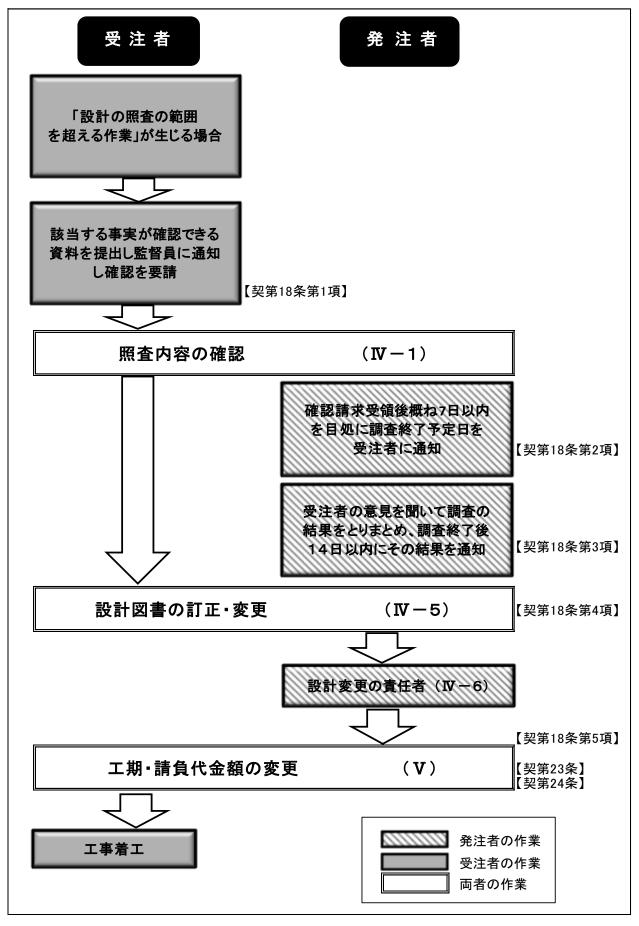
これらの場合、受注者としては自分で勝手に補足や判断して施工を続ける べきではなく、対応について発注者に確認することが必要である。

契約約款第18条第1項に該当する場合のフロ一図



- (2)設計図書の照査の範囲を超える作業が生じる場合(18条) 「設計図書の照査の範囲を超える作業」として想定される具体例を以下に示します。
 - 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直 しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
 - ・施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。 ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
 - 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横 断計画の見直しが必要となるもの。
 - 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
 - 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
 - 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが、標準設計で修正可能なもの。
 - 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面 作成が必要となるもの。
 - 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
 - ・ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図 面作成。
 - 「設計要領」、「各種示方書」等との対比設計。
 - 構造物の応力計算の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
 - 設計根拠まで遡る見直しを必要とする工費の算出。
 - ・舗装修繕工事の縦横断設計。(当初の設計図書で示された縦横断面図の修正を行う場合。)なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、「路面切削工」、「切削オーバーレイ工」、「オーバーレイ工」等に該当し、縦横断設計を行うものは設計照 香に含まれるものと判断する。

設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合のフロー図

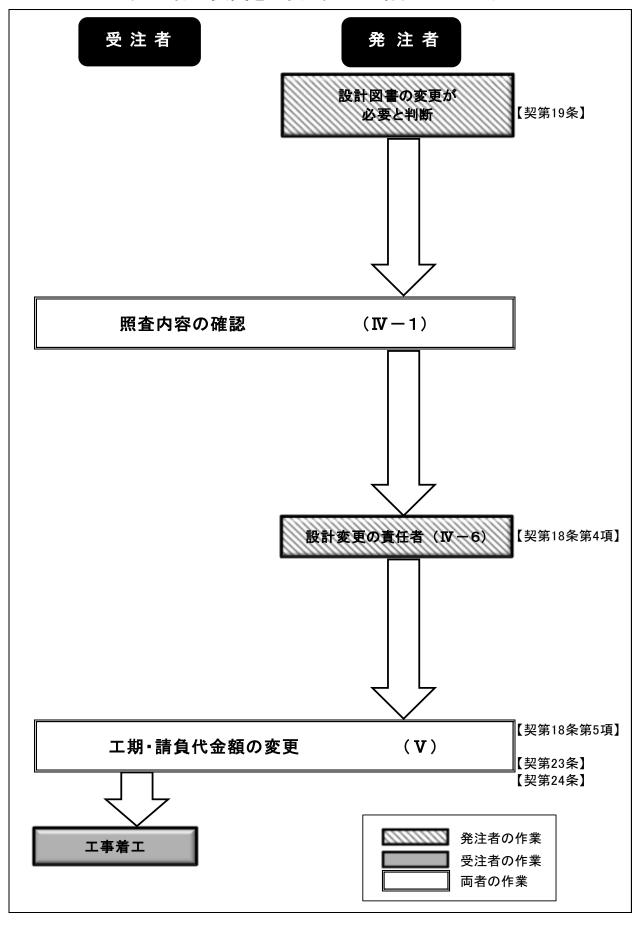


(3) 発注者が変更を必要と認める場合(19条)

「契約約款第19条」に示されるように、発注者は工事の施工前、施工途中必要 と認められるときは、変更内容を受注者に通知して設計変更を行うことができま す。その具体例を以下に示します。

- 地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間を変更する場合。
- 同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する場合。
- ・警察・河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議により 施工内容の変更、工事の追加をする場合。
- ・工事現場の安全上、フェンス等の防護施設(共通仮設費に含まれるものを除く。) が必要と判断し追加する場合。
- 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する場合。
- 使用材料を変更する場合。
- ・関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合。
- ・ 隣接工事との調整で、交通誘導員の人数を変更する場合。

発注者が変更を必要と認める場合のフロー図



(4) 工事を一時中止する必要がある場合(20条)

受注者の責に帰することができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる場合、「契約約款第20条」により、工事を一時中止させなければいけません。この場合、必要に応じて工期若しくは請負代金額の変更を行わなければなりません。その具体例を以下に示します。

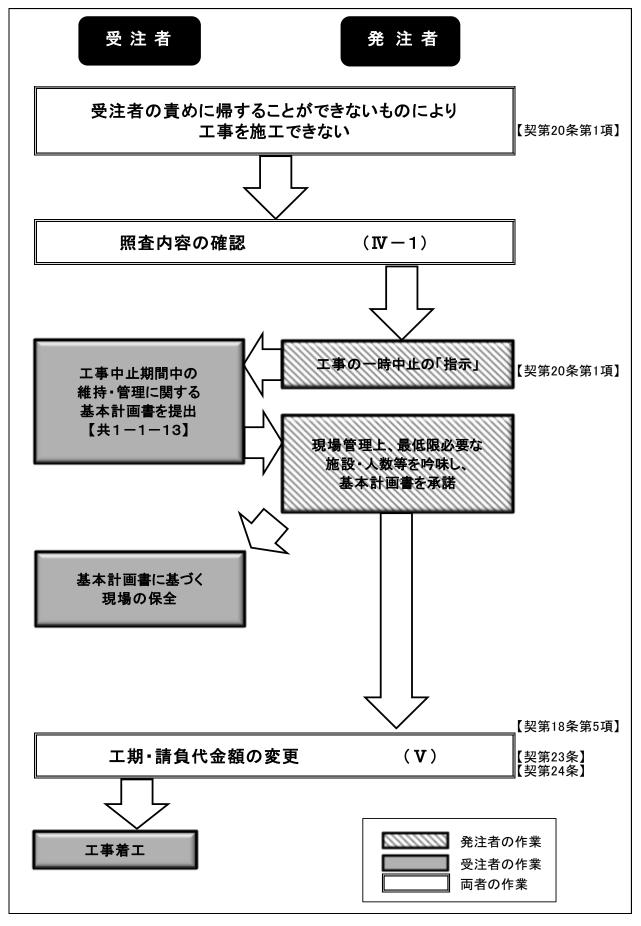
工事用地等の確保ができない場合など

- ・設計図書に工事着手の時期が定められていた場合、その期日までに受注者の責に よらず着工できない場合。
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合。
- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない場合。
- 警察、河川、鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合。
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが不可能と認められる場合。
- 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された場合。
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合。
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合。
- 設計変更等により関係機関への計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要が生じた場合。

自然若しくは人為的な事象により工事を施工できないなど

- ・受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合。
- 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合。
- ・埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合。
- ・豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった場合。
- 鳥インフルエンザ等の感染拡大防止対策として施工できない場合。

工事を一時中止する必要がある場合のフロ一図



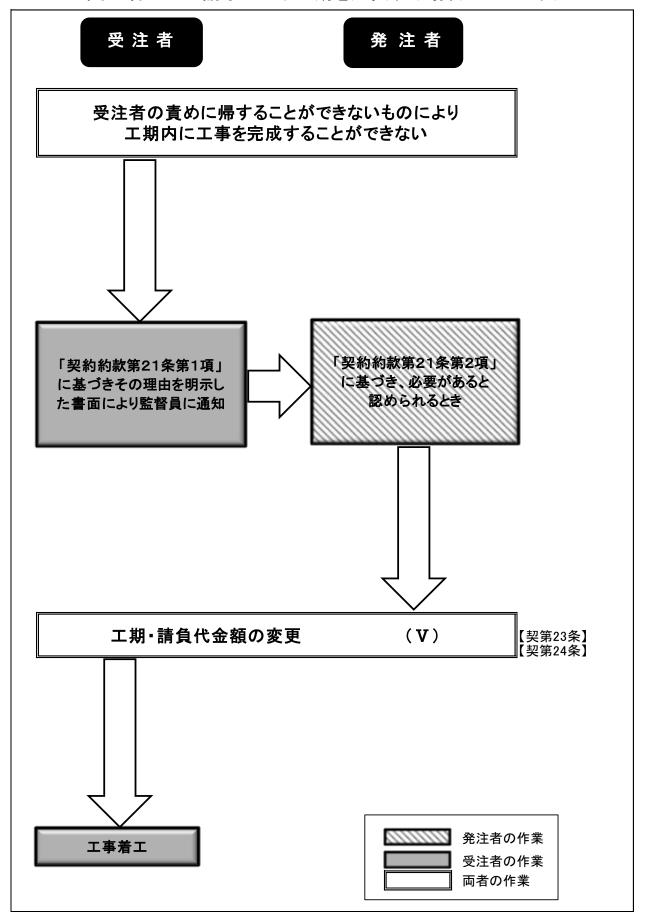
(5) 受注者からの請求により工期を延長する場合(21条)

「契約約款第21条」に示されるように、受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示したうえで、発注者に工期の延長変更を請求することができます。その具体例を以下に示します。

- 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合。
- 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合。
- その他、受注者の責めに帰することができない事由により、工期の延長が生じた場合。

※別途資料として【設計内容及び工期変更フロー図(様式込)】を作成しているので、 これにより 18 条から 21 条までの適用について確認を行うこととする。

受注者からの請求により工期を延長する場合のフロー図

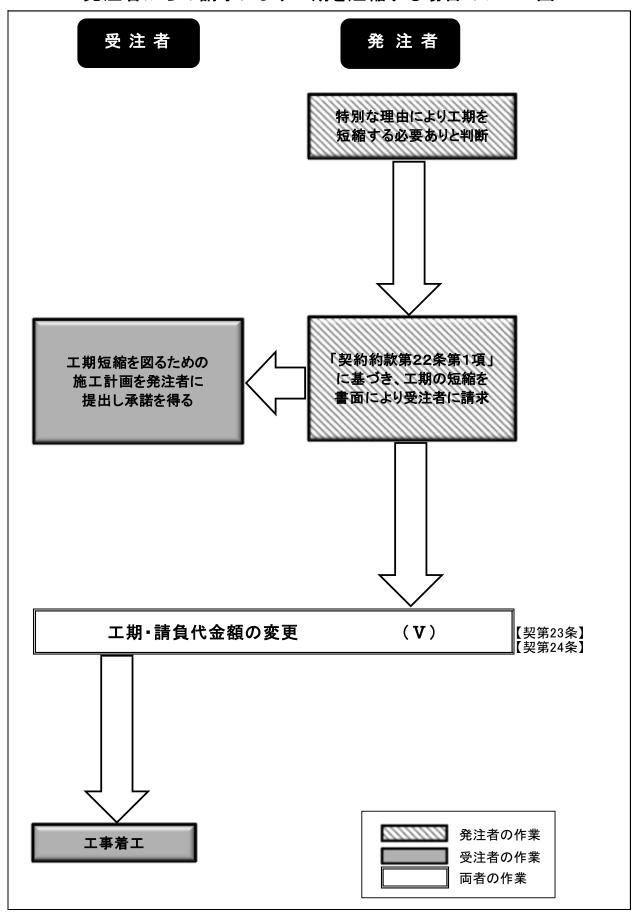


(6)発注者の請求により工期を短縮する場合(22条)

「契約約款第22条第1項」に示されるように、発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要がある場合には、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができます。その具体例を以下に示します。

- ・ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合。
- 工事一時中止に伴い工期延長が予想される場合であって、工期短縮が必要な場合。
- その他の事由(地元調整、関係機関調整等)により、工期の短縮が必要な場合。

発注者からの請求により工期を短縮する場合のフロー図



4. 設計変更が不可能なケース

次のような場合は、原則として設計変更できません。

ただし、「契約約款第26条(臨機の措置)」による場合は、この限りではありません。

- (1)設計図書に条件明示がない事項において、発注者と「協議」を行わずに受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- (2)発注者と「協議」をしているが、協議の回答(指示)がない時点で施工を実施した場合。
- (3) 契約約款・共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合。
- (4)正式な書面によらない事項(口頭のみの指示・協議等)の場合。
- (5)「承諾」で施工した場合。
- (6) 当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合。
- (7)任意仮設において、施工方法の変更の場合。(ただし、現地条件に齟齬(そご)がある場合は除く。)

「承諾」: 受注者が自らの都合により、施工方法等について監督員の同意を得るもの (いわゆる施工承諾)。 ⇒ 設計変更不可

「協議」: 発注者と書面により対等な立場で合意し、発注者の「指示」を得るもの ⇒ 設計変更可

5. 設計図書の訂正・変更

「3.(1)延岡市工事請負契約約款第18条第1項に該当する場合」及び「3.(2)設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合」は、「契約約款第18条第4項」に基づいて、設計図書の訂正か変更かを確定します。

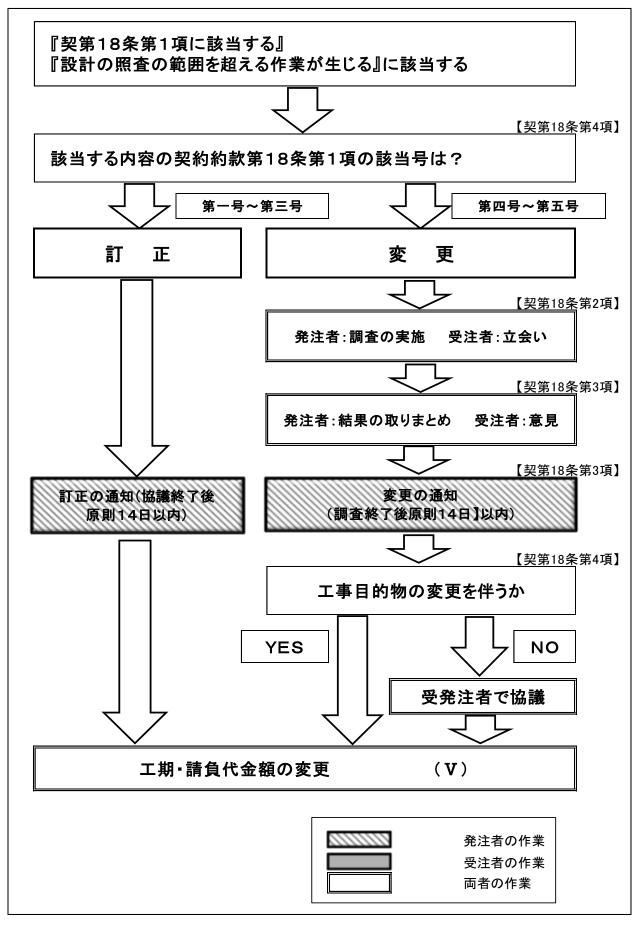
設計図書の変更の場合は、「契約約款第18条第2項、第3項」の所定の手続きを経 て設計図書の変更を行います。

契約約款第18条第4項

- (1) 第1項第一号から第三号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの →発注者が行う。
- (2) 第1項第四号又は第五号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの →発注者が行う。
- (3) 第1項第四号又は第五号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの →発注者と受注者が協議して発注者が行う。

次ページに『設計図書の訂正・変更フロー図』を示します。

設計図書の訂正・変更フロ一図



6. 設計変更の責任者

設計図書の訂正・変更は「契約約款第18条第4項」の規定により、発注者が行わなければなりません。

しかし、これとは別に設計成果の瑕疵担保による設計図書の訂正・変更や、やむを 得ず受注者が設計図書等の作成を行う場合も含めて、協議により責任者を明確にして おく必要があります。

- (1)発注者の責による訂正・変更
- (2) コンサルタント等の責による訂正・変更
- (3) 受注者による訂正・変更

(1)発注者の責による訂正・変更

設計図書の訂正・変更は、「契約約款第18条第4項」の規定により、発注者が行わなければなりません。

発注者の責による変更で以下の場合について、その変更作業内容を示します。なお、訂正については受注者から提出される確認資料をもとに発注者が訂正します。 受注者から提出される確認資料には、

- 現地地形図
- ・設計図との対比図
- 取合い図
- ・施工図(協議用図面程度であり、設計変更図ではない。) 等を含みます。
 - ①条件変更に伴う場合
 - ②新たな構造計算が必要になった場合

①条件変更に伴う場合

「契約約款第18条第1項(条件変更等)」に該当する変更の場合、受注者から提出される確認資料を活用し、発注者が作成することが基本となります。

受注者から提出される確認資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等です。

		設計図書の変更担当者	変更のための資料		
	担当者 作業内容		作成者	作業内容	
変更設計 図面	発注者	【施工前、施工途中】 ・受注者が作成する施工図 をもとに作成する。	受注者 確認資料(※1)		
変更数量計算書	発注者	【施工前】・変更設計図面をもとに作成する。【施工途中】・受注者が作成する出来形数量をもとに作成する。	受注者	【施工途中】 ・出来形数量計算書を作成	
変更特記 仕様書	発注者	【施工前、施工途中】 ・受注者から提出される確認資料を活用して作成。	受注者	【施工前、施工途中】 確認資料(※1)	

※1. 確認資料:現地地形図、設計図との比較図、取合い図、施工図(※2)等

※2. 施工図:協議用図面程度であり、変更設計図ではない

②新たな構造計算が必要になった場合

新たに構造計算、線形等の設計が必要になった場合、発注者は自ら若しくはコンサルタント等へ業務を発注して変更図面を作成します。

受注者は、必要に応じて土質資料、試験結果等の資料を発注者に提出します。

		設計図書の変更担当者	変更のための資料		
	担当者	作業内容	作成者	作業内容	
	コンサルタ ント等	①コンサルタント等へ業務 を発注(高度な設計の場合)	受注者		
変更設計 図面		②発注者自らもしくは現場 管理業務委託者へ詳細設 計の指示(簡易な設計の場合)		必要に応じて土質試験、試験 結果を提出	
		①・②のどちらかに発注者 が発注し作成する			
		①コンサルタント等へ業務を発注(高度な設計の場合)			
変更数量 計算書	コンサルタ ント等	②発注者自らもしくは現場 管理業務委託者へ詳細設 計の指示(簡易な設計の場合)	_	_	
		①・②のどちらかに発注者 が発注し作成する			
変更特記 仕様書	発注者	・受注者から提出される確認 資料を活用して作成	受注者	確認資料(※1)	

※1. 確認資料:現地地形図、設計図との比較図、取合い図、施工図(※2)等

※2. 施工図:協議用図面程度であり、変更設計図ではない

(2) コンサルタント等の責による訂正・変更

三者会議等で設計成果物に「瑕疵」があると判断された場合、「土木設計業務等委託契約書第40条(瑕疵担保)に示すとおり、設計・測量・調査業務の発注者は、業務受注者に対して相当の期間を定めて、その「瑕疵」の修補を請求することができます。

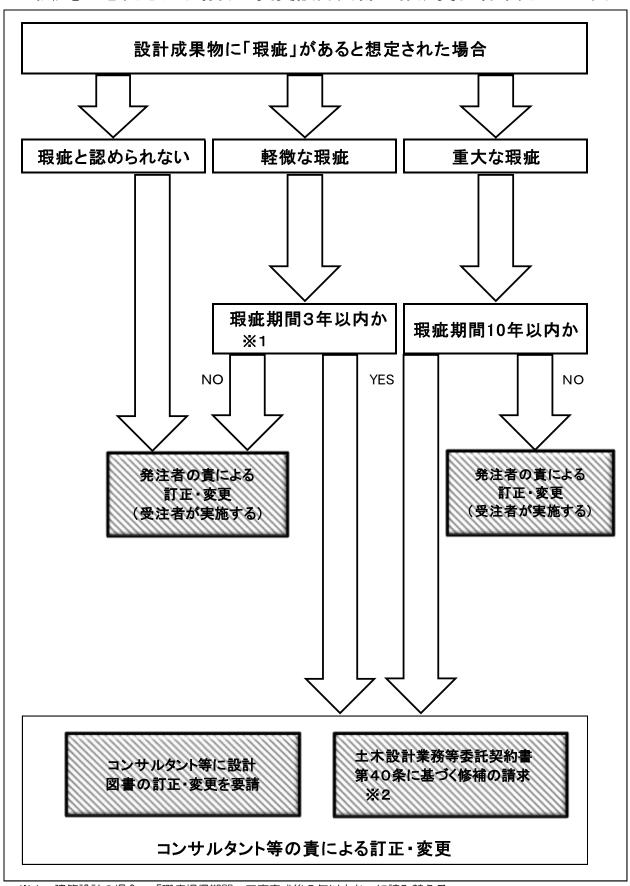
		設計図書の変更担当者	変更のための資料		
	担当者	作業内容	作成者	作業内容	
変更設計 図面	コンサルタ ント等 (当初: 受託者)	・変更設計図面の作成	受注者	確認資料(※1)	
変更数量計算書	コンサルタ ント等 (当初: 受託者)	・変更数量計算書の作成	_	_	
変更特記 仕様書	発注者	・受注者から提出される確認 資料を活用して作成	受注者	確認資料(※1)	

※1. 確認資料:現地地形図、設計図との比較図、取合い図、施工図(※2)等

※2. 施工図:協議用図面程度であり、変更設計図ではない

次ページに『「瑕疵」が想定される場合の設計変更図書の作成責任者確定フロー図』 を示します。

「瑕疵」が想定される場合の変更設計図書の作成責任者確定フロ一図



- ※1 建築設計の場合、「瑕疵担保期間 工事完成後2年以内か」に読み替える
- ※2 建築設計の場合、「建築設計業務委託契約書 第43条に基づく修補の請求」に読み替える

(3) 受注者による訂正・変更

発注者の責による場合や、コンサルタント等の責による場合で瑕疵担保期限(軽 微な瑕疵3年、重大な瑕疵10年)を過ぎているときは、発注者の負担による設計 図書の訂正・変更を行わなければなりません。

ただし、工事工程上やむを得ない場合は、当該工事施工業者(受注者)が訂正・ 変更を実施することができるものとし、この場合の費用は計上することとします。

		設計図書の変更担当者	変更のための資料			
	担当者 作業内容		作成者	作業内容		
変更設計 図面	受注者	・変更設計図面の作成(発注者 が受注者へ発注する)	受注者	確認資料(※1)		
変更数量 計算書	受注者	・変更数量計算書の作成(発注 者が受注者へ発注する)		_		
変更特記 仕様書	発注者	・受注者から提出される確認 資料を活用して作成	受注者	確認資料(※1)		

※1. 確認資料:現地地形図、設計図との比較図、取合い図、施工図(※2)等

※2. 施工図:協議用図面程度であり、変更設計図ではない

V. 工期、請負代金額の変更

設計図書の訂正又は変更が行われた場合、「契約約款第23条、24条」に基づき、 工期・請負代金額の変更、又は損害を及ぼしたときの必要な費用の負担は、発注者と 受注者とが協議して定めます。

変更協議は、受発注者相互の合意を図ることを基本とし、変更内容を明確にするため、書面にて行うこととします。

1. 工期の変更について

工期変更の対象であると確認された場合、「共通仕様書 1-1-15」より、受注者は、 必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付した工期変更の 協議書を発注者へ提出し、協議を行い工期の変更を定めなければなりません。

2. 請負代金額の変更について

発注者は、請負代金額の変更に加えて必要な費用を負担しなければなりません。 必要な費用とは、設計図書の訂正・変更によって生じた、

- ①手戻り費用
- ②不要となった材料の売却損、労務費の帰郷費用
- ③不要となった建設機械器具の損料及び回送費
- 4)不要となった仮設物に係る損失

などの発注者の過失による損害賠償や、予期できない施工条件の変更に伴い発生する 受注者の費用の填補のことです。

なお、発注者が負担する費用の額は発注者と受注者が協議して定めます。

また、設計変更見込額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金または工期の変更を行うこととします。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込額が請負金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはいけません。この場合、分離発注できない理由を変更理由書内に必ず明記することとします。

VI. 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものと します。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとします。

なお、条件明示等に不足が生じないよう、特記仕様書の原稿データのうち「第2章施工条件」の記載事項を基に、必要のない箇所を削除して使用するなど、記載漏れがないようにします。(P34·35【施工条件明示における明示項目・明示事項】参照)

Ⅶ. 指定・任意の使い分け

1. 基本事項

指定・任意については、契約約款第1条第3項に定めているとおり、適切に扱う必要があります。

- (1)任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任 で行う。
- (2)任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- (3) ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

2. 留意事項

指定・任意の使い分けにおいては次の事項に留意します。

- (1) 仮設、施工方法等には指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- (2)発注者(監督員)は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

※任意における次のような対応は不適切

- 〇〇工法で積算しているので「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- 標準歩掛ではバックホウで施工となっているので「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について:受注者から申し出があった場合に「積算上の工法 で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、 設計変更を行う。

参考資料

【施工条件明示における明示項目・明示事項】

施工条件明示における明示項目・明示事項

施工条件明示における明示項目・明示事項					
明示項目	明示事項				
	(1)他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工程等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期				
	(2)施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法				
1 工程関係	(3)当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込時期				
	(4) 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付された当該工事の工程に 影響がある場合は、その項目及び影響範囲				
	(5)工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査機関。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。				
	(1)工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込時期				
	(2)工事用地等の使用終了後における復旧内容				
2 用地関係	(3)工事用仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等				
	(4)施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等				
	(1)工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉じん、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等に制限がある場合は、その内容				
3 公害関係	(2)工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とそれに必要な調査方法、範囲等の調査時期、未然に防止するため必要な調査方法、範囲等				
	(1)交通安全施設等を指定する場合は、その内容				
	(2)鉄道、ガス、電気、水道等の施設と近接する工事で、施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容				
4 安全対策関係	(3)落石、土砂崩壊等に対する防護施設が必要である場合は、その内容				
	(4)交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容				
	(5)有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容				
	(1)一般道路を搬入路として使用する場合				
	①工事用資機材の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、そ の経路、期間、時間帯等				
	②搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その内容				
5 工事用道路関係	(2)仮設道路を設置する場合				
	①仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容				
	②仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)				
	③仮道路の維持修繕が必要である場合は、その内容				

施工条件明示における明示項目・明示事項

明示項目	
	(1)仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する 場合は、その内容、期間、条件等
6 仮設備関係	(2)仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法
	(3)仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
	(1)建設発生土が発生する場合は、残土を処分する場所、時間等の処分及び保管条件
7 建設副産物関係	(2)建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容
	(3)建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処分方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、時間 等の条件
8 工事支障物件等	(1)地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等
G 14774110110	(2)地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び時期
9 排水工	(1)水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容・期間
(濁水処理含む)	(2)濁水・湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等)
	(1)工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等
	(2)工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡し場所等
10 その他	(3)支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格、又は性能、引渡し場所、引渡し期間等
10 20016	(4)架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件
	(5)宮崎県新技術活用促進システムで活用区分がBの技術を採用する新技術モデル工事 に関する事項等
	(6)部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期
	(7)給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等

Ш. 設計変更理由記載例

一般事項

- (1)設計変更にあたっては、その原因又は必要性等を掌握し、前記の具体例を参考に業務内容を変更する理由及び内容を明確かつ簡潔に記述すること。
- (2)設計変更理由には、契約約款の適用条項を記入すること。
- (3) その他必要な事項
 - ア 内容で記載事項が多項目にわたる場合は、別紙内訳(自由様式)によることができる。
 - また、変更理由のための指示書や協議書等の写しを添付することができる。
 - イ 多項目の変更事項が生じる場合は原則として箇条書きとし、設計変更適用 条項は、項目ごとの箇条書きに記入することを原則とする。
 - ウ 変更内容には、変更箇所、変更数量、変更規格等を明確に記述することを 原則とする。
 - エ 変更増額を行う場合は、**増加額が当初契約金額の何パーセントになるのか** を記入すること。
 - ※ 文章表現については、だれが読んでも理解できることに留意し作成すること。

また、変更理由の文章を読んで、その状態が想像できるような表現とする こと。

記入例

変 更 理 由 書

工事番号 令和〇年度 第〇〇号

工事名 市道〇〇線道路改良工事

請負業者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

変更理由

本工事は、市道〇〇線の〇〇地区における道路改良工事である。

当初、道路法面については植生基材吹付工による施工を計画していたが、法面の一部に軟弱な箇所や風化の著しい箇所のあることが判明した。そのため、工事請負契約約款第18条第1項第5号により、植生基材吹付工を軟弱地盤・風化地盤に適したモルタル吹付工に工種変更し、法面の安定を図りたい。

箇所名	当初工種	変更工種	当初規格	変更規格	当初数量	変更数量
(地区名)						
〇〇地区	植生基材吹付工	モルタル吹付工	t=7cm	t=5cm	200 m	220 m²

以上の理由により、請負額の変更を行います。 併せて工期の延長を行います。

元請負金額 ¥5,670,000 円 変更請負金額 ¥5,890,000 円

変更請負増額 ¥ 220,000円 (増額 3.9%)

監督員職氏名 〇〇総合支所 〇〇〇〇課 主任技師 〇〇 〇〇(内線〇〇〇〇)